

米原市自治基本条例推進委員会 「市民投票を考える」

Vol. 2



米原市自治基本条例推進委員会

米原市自治基本条例の理念に基づくまちづくりの仕組みや方針について議論したり、取り組み状況を検証しています。

平成19年9月に設置され、任期は2年で市民や有識者による10人の委員で構成されています。

第4期の委員会は平成25年10月に組織されました。

委員会の概要

現在、第4期米原市自治基本条例推進委員会では、米原市自治基本条例第17条の「市民投票条例」について、その考え方や方向性を議論し、その結果を市長に提案します。今回は、8月28日に開催した、第4回の推進委員会の内容をお知らせします。

どのようなときに「住民投票」を行うのか

今回の推進委員会は、既に「常設型」の住民投票条例を制定している自治体の条文を比較し、米原市の住民投票の方向性を探りました。「住民投票条例」または「市民投票条例」のように「住民」と「市民」の使い分けや、投票資格者の要件、住民投票の請求・発議の条件等にそれぞれの自治体の考え方が反映されています。

「常設型」か「個別型」か

前回の委員会で、住民投票には「個別型」と「常設型」があることを説明しました。そこでまず、市はどちらの住民投票条例にするのが良いかという議論から始めました。

「個別型」「常設型」にはそれぞれメリットとデメリットが考えられます。

しかし「個別型」のデメリットとされる「時間がかる」ということも、言い換えればその時間にさまざまな議論を尽くすことができると言えます。また、「常設型」のデメリットとされる「安易に制度の濫用を招く」ことも、議論を尽くした上での最終手段となるよう議論の過

程をあらかじめ条例に条件付けておくことで避けることができると考えられます。

それらを踏まえ、現在、市には住民投票を行う具体の案件があるというわけではありませんが、条例の骨格について議論を進めていくために、一旦「常設型」の住民投票を制定することを仮定し、今後の議論を進めることとしました。

「投票資格者」について

住民投票の場合、投票できる人は「有権者」ではなく「投票資格者」と言います。これは、住民投票の結果は「決定事項」ではなく「意思表明」だからです。最終的な決定は、住民投票の結果を受けて、市長と議会が行います。投票資格者の要件は、「年齢」、「国籍」に各自治体の考え方のばらつきがあります。

「国籍」について

外国人を含む、含まない、また含む場合の範囲の設定などさまざまな考え方があります。住民投票の結果は「意思表明」であることや「市民参加」の一つと捉えた場合、外国人にも一定

の条件を設定した上で、投票資格を認めるべきであるといった意見がある一方、政治的な判断をする資格を持つ者として、現状では現行法として整備されている公職選挙法に基づくことが合理的であるという観点から認めないという意見もあり、今後も引き続き慎重な議論が必要という意見が交わされました。

「年齢」について

20歳か18歳かの意見に分かれますが、16歳に設定している自治体もあり、判断能力や意思表示の観点と、地域と関わりを持つことや自治意識、責任感の醸成の観点からも、どこまで年齢を下げるかできるか議論が必要であるという意見が出されました。

今回の推進委員会では、一旦「常設型」の住民投票条例の制定を仮定した上で、今後さらに他の要件についても議論を深めていくことになりました。

推進委員会では、市の市民投票の考え方と方向性について議論し、推進委員会としての提案をすることとしています。大切なことはみんなで話し合ったり、市民参加の過程を設け、お互いの立場を知りながら良いものを作っていく、そのプロセスを大切にしたいと委員長から提案がありました。



委員会の詳しい内容は市公式ウェブサイトでご覧いただけます。



ポイント

「個別型」と「常設型」のメリットとデメリットの例

	メリット	デメリット
個別型	<ul style="list-style-type: none"> ①投票の対象事案に最も適した制度設計が可能である。 ②住民投票の対象が明確である。 ③市民、議会、市長の各主体間における十分な議論を行った上で実施することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①住民にとっては条例制定の直接請求をしても条例が制定されるか不確実である。 ②条例制定に一定の時間がかかるため、すぐに対応ができない。
常設型	<ul style="list-style-type: none"> ①あらかじめ定められた要件を満たせば投票の実施の可能性が極めて高い。 ②迅速な対応が可能である。 ③住民の市政への参加意識が高まることを期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①本来必要とされる住民、議会、市長の各主体間の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性がある。 ②制度の濫用を招くおそれがある。

次回の推進委員会は



日時：11月26日(水)15時～

場所：市役所 伊吹庁舎2階 会議室2A

内容：「投票資格者」や「どのような場合に住民投票するか」について議論します。

傍聴できます

お問い合わせ 政策推進部 政策推進課（米原庁舎） ☎52-6626 📠52-5195